

熊本県保安林制度実施要項

(趣 旨)

第1条 森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）に定める保安林の指定、指定の解除、指定施業要件の変更その他の保安林に関する手続きについては、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(用 語)

第2条 この要項で使用する用語は、法、令及び規則で使用する用語の例による。

(保安林の指定等の申請書に添付する書類の様式等)

第3条 規則第48条第1項の図面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 保安林の指定の場合

イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める図面

イ 保安林の指定の申請の区域が一筆の土地の全部である場合

森林計画図（知事が法第5条に定める地域森林計画の樹立のために作成したものをいう。以下同じ。）の写し

ロ 保安林の指定の申請の区域が一筆の土地の一部である場合

森林計画図の写しに現地を明瞭に確認できる地形地物を表示し、又は当該区域の実測図を添付したもの

二 保安林の指定の解除の場合

イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める図面

イ 転用を目的とするもの

実測図

ロ 転用を目的としないもの

実測図、又は森林計画図の写し

三 保安林の指定施業要件の変更の場合

森林計画図の写し

2 規則第48条第2項の直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合

イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める書類

イ 当該申請に係る森林の土地が登記されている場合

(1) 当該申請者が、登記簿に登記された所有権、地上権、賃借権その他の権利の登記名義人（以下「登記名義人」という。）である場合にあっては登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）

(2) 当該申請者が、登記名義人でない場合にあっては登記事項証明書（登

記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。) 及び公正証書、戸籍の謄本又は売買契約書の写しその他当該申請者が当該森林の土地について登記名義人又はその承継人から所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類

ロ 当該申請に係る森林の土地が登記されていない場合

固定資産課税台帳に基づく証明書、その他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有及び育成することにつき正当な権原を有する者であることを証する書類

二 申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合

当該申請により森林の保安機能を維持、強化又は弱化されることによって、直接利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件（以下「土地等」という。）につき権利者であることを証する登記事項証明書その他当該土地等について正当な権原を有する者であることを証する書類

3 規則第48条第2項第1号の計画書は、次に掲げるものとする。

一 事業計画書（次のイからチまでに掲げる事項を記載したもの）

イ 転用の目的に係る事業又は施設の名称

ロ 転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）を行う者の氏名（法人及び法人でない団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所）

ハ 事業等の用に供するため当該保安林を選定した理由

ニ 事業等を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況

ホ 事業等に要する資金の総額及びその調達方法

ヘ 事業等に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建設工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳

ト 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び所在

チ その他参考となる事項

二 転用に係る区域及びそれに関連する区域に関する図面、それらの区域内に設置される施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面

三 土量計算等に関する書類

四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 規則第48条第2項第2号の計画書は、次に掲げるものとする。

なお、転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下、「代替施設」という。）には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林、その他の土地若しくは道路、鉄道、その他これらに準ずる設備又は住宅、学校、その他の建築物に被害を与える恐れがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。

- 一 代替施設計画書（次のイからホまでに掲げる事項を記載したもの）
 - イ 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び取得の状況
 - ロ 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達方法
 - ハ 代替施設の設置に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建設工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳
 - ニ 代替施設に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに代替施設の種類、規模、構造及び所在
 - ホ その他参考となる事項
 - 二 代替施設の配置図、縦横断面図面その他実施設計に関する図面
- 5 規則第48条第2項第3号の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（国の機関の通達及び地方公共団体の条例、規則、通達によるものも含む。以下「許認可」という。）を必要とする場合における許認可に係る申請の状況を記載した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 申請中の許認可
 - 許認可の種類、申請先の行政庁及び申請年月日を記載した書類
 - 二 まだ申請していない許認可
 - 許認可の種類、申請先の行政庁及び申請予定時期を記載した書類
- 6 規則第48条第2項第3号の許認可があったことを証する書類は、当該許認可を行った行政庁が発行した証明書又は認可証の写しとする。
- 7 規則第48条第2項第1号の事業若しくは施設の設置又は同項第2号の施設の設置について、関係機関に協議した場合は、前二項の書類に当該協議書の写しを添付しなければならない。

（保安林の指定の解除の要件）

- 第4条** 法第26条第1項及び法第26条の2第1項の「指定の理由が消滅したとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。
- 一 受益の対象が消滅したとき
 - 二 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき
 - 三 当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき
 - 四 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき
- 2 法第26条第2項及び法第26条の2第2項の「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときをいう。
- 一 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法令により土地を収用し又は使用できるとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの
 - 二 国等以外の者が実施する事業のうち、別表1に掲げる事業に該当するもの

三 一又は二に準ずるもの

- 3 前二項による解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること（以下「転用」という。）を目的とするものについては、それぞれ別紙1の1又は2に掲げる要件を備えなければならないものとし、当該転用に係る事業又は施設の設置の基準は、別紙2によるものとする。

（意見書の提出）

第5条 法第32条第1項の意見書は、異議意見に係る森林及び理由が共通である場合に限り連署して提出することができるものとする。

- 2 意見書に添付する図面については、原則として森林計画図の写しとする。

（意見書の添付書類）

第6条 規則第51条で規定する「直接の利害関係を有する者であることを証する書類」については、第3条第2項の規定を準用する。

（意見の聴取）

第7条 規則第52条各項の規定は、法第32条第2項（法第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）の規定により知事が行う意見の聴取について準用する。この場合において、規則第52条第1項中「農林水産大臣」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

（立木の伐採に係る指定施業要件）

第8条 令別表第2の第1号(一)の「主伐に係るもの」の「伐採の方法」、及び同第2号(一)ロの「伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度」は、原則として、別表2のとおりとする。

（立木の伐採の申請又は届出）

第9条 法第34条第1項の規定による許可の申請又は、法第34条の2第1項の規定による届出を行う場合は、申請者及び届出者と森林所有者が異なるときに限り、許可申請書又は届出書に別記様式第1号「保安林（保安施設地区）内立木伐採確認書」を添付しなければならない。

（立木の伐採の期間）

第9-10条 法第34条第1項の規定による許可の申請に係る伐採の期間の終期は、原則として、伐採を開始する日を含む伐採年度の3月31日を越えないものとする。ただし、同項の許可を受けた者は、伐採を開始した後、やむを得ない事由により許可に係る期間内に伐採を終了できないときは、60日を超えない範囲内で期間の延長を知事に申請することができるものとする。

- 2 法第34条の2第1項の規定による届出に係る択伐の期間の終期は、原則として、伐採を開始する日を含む伐採年度の3月31日を越えないものとする。ただし、当該届出について知事が受理した旨の通知を受けた者は、伐採を開始した後、やむを得ない事由により届出に係る期間内に伐採を終了できないときは、60日を超えない範囲内で期間の延長を届け出ることができるものとする。

- 3 前二項ただし書きの申請及び届出は、許可又は届出に係る伐採期間の終期の2週間前までに、第1項に係るものにあつては、別記様式第1-2号による保安林（保安施設地区）内立木伐採期間延長承認申請書を、第2項に係るものにあ

っては、別記様式第~~2~~3号による保安林（保安施設地区）内択伐期間延長届出書を知事に提出してするものとする。

4 第1項ただし書きの申請及び第2項ただし書きの届出による期間延長に係る伐採は、第1項に係るものにあつては、当該申請に係る知事の承認を、第2項に係るものにあつては、当該届出について知事が受理した旨の通知を受けなければしてはならない。

5 第1項ただし書きの申請及び第2項ただし書きの届出による期間延長に係る伐採のうち、伐採を開始した日を含む伐採年度の3月31日を越えるものであつて、法第34条の4の規定による植栽の義務が生じるものについては、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間が「伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内」とあるのは、「伐採を開始した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内」と読み替えるものとする。

（立竹の伐採等の許可の申請）

第1~~0~~1条 法第34条第2項の規定により許可を受けようとする者は、土石の採掘、施設の設置、物件の堆積その他の土地の形質を変更する行為に係る許可の申請をする場合にあつては、許可申請書に次に掲げる書類を明細として添付しなければならない。

- 一 具体的な行為の内容、設置する施設の位置、規模、構造及び工程等を記載した実施計画書
- 二 実施設計図
- 三 土量計算等に関する書類
- 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 法第30条又は法第30条の2の告示の日から40日を経過し、かつ、法第32条第1項の異議の意見書の提出がない解除予定保安林において法第34条第2項の許可の申請をする場合にあつては、他の法令による行政庁の許認可を必要とするものは、当該許認可があつたことを証する書類を添付しなければならない。（第3条第6項に規定する書類の提出があつたものを除く。）

（植栽の義務の例外）

第1~~1~~2条 森林所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、あらかじめ別記様式第~~3~~4号による保安林植栽義務例外認定請求書を知事に提出して、規則第72条第1号の場合における同条の規定による認定を知事に求めることができるものとする。

- 一 火災、風水害その他の非常災害（以下「非常災害」という。）により伐採跡地の現地の状況に著しい変更が生じたため、植栽が不可能となった場合又は法第33条の2第1項の規定により指定施業要件を変更する時間的余裕がない場合
- 二 非常災害により伐採跡地までの通行が困難になったため又は苗木若しくは労務の調達が著しく困難になったため、森林所有者が保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に従って植栽をする

ことが著しく困難となった場合

- 2 森林所有者は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、あらかじめ別記様式第~~4~~5号による保安林植栽義務例外認定請求書を知事に提出して、規則第72条第2号の場合における同条の規定による認定を知事に求めることができるものとする。

- 一 伐採跡地が、保安林に係る指定施業要件に適合しない択伐による伐採により生じるものである場合
- 二 伐採跡地における稚樹の発生状況、母樹の賦存状況、更新補助作業の実施予定その他の状況からみて、植栽の義務を猶予することができる期間内において、保安林に係る指定施業要件に植栽することが定められている樹種の苗木と同等以上の天然に生じた立木（当該樹種の立木に限る。）による更新が期待できない場合

- 3 国有林を管理する国の機関が当該国有林について規則第72条の規定による認定を求めようとする場合には、認定の請求に代えて知事に協議を行い、知事の同意を得るものとする。

（保安林等に係る森林の土地の所有者となった旨の届出の通知）

- 第1~~2~~3条 法第10条の7の2第2項及び規則第7条第3項の規定により市町村の長が行う知事への通知は、別記様式第~~5~~6号によるものとする。なお、規則に定める通知の期間内に複数の届出があった場合は、当該複数の届出について一括して通知することができるものとする。

（書類の提出）

- 第1~~3~~4条 法、規則及びこの要項の規定により知事に提出する書類は、規則に定めのある場合を除き1部とし、申請等に係る森林の所在する市町村に応じて別表3に掲げる県の機関に提出するものとする。

（補 則）

- 第1~~4~~5条 この要項に定めるもののほか、保安林に関する手続きに必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県保安林制度実施要項の規定により提出された書類は、この要項の相当規定により提出された書類とみなす。

附 則

- 1 この要項は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県保安林制度実施要項の規定により提出された書類は、この要項の相当規定により提出された書類とみなす。

附 則

- 1 この要項は、平成26年8月1日から施行する。

- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県保安林制度実施要項の規定により提出された書類は、この要項の相当規定により提出された書類とみなす。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に森林法第27条第1項に基づき申請が行われているものにあつては、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に森林法第27条第1項に基づき申請が行われているものにあつては、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に森林法第27条第1項に基づき申請が行われているものにあつては、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この要項は、令和7年6月2日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に森林法第27条第1項に基づき申請が行われているものにあつては、なお従前の規定による。